

墨田区バースデーサポート事業のQA（令和4年度生まれのお子さんがある転入者の方向け）

令和7年10月現在

QA	内 容
Q1	バースデーサポート事業という案内が届いたが、これは何か。
A1	バースデーサポート事業は、1歳を迎えた方に子育てアンケートを実施し、こども商品券を配布して子育てに役立てていただくものですが、今回は東京都の方針により、1歳の時に都内自治体から墨田区へ転入されたお子さんがあるご家庭は、転入前の自治体でバースデーサポート事業を受けていない可能性があるため、ご案内を差し上げました。以下2つの要件に該当する場合には、個別に特定記録郵便で送付するご案内に掲載されている二次元コードから期限までにお申し込みください。 <u>1歳の時に都内自治体に住民登録があり、申請時点で墨田区に住民登録がある。</u> <u>過去にバースデーサポート事業を受けたことがない。</u>
Q2	転入前自治体でバースデーサポート事業を受けていないことが分からない。
A2	転入前自治体でバースデーサポート事業を受けたかどうかご不明とのことですが、個々の方々の対応はできませんので、大変恐れ入りますが、ご自身で転入前自治体のバースデーサポート事業担当へお問い合わせいただき、ご確認をしていただきますようお願いいたします。 なお、千代田区・中央区・港区・台東区・大田区・杉並区では2歳でバースデーサポート事業を実施していますので、転入前住所が6区に該当する場合は、事業を受けていないことが明らかなため、申請できます。
Q3	墨田区に1歳台で転入してきており、転入前の自治体でバースデーサポート事業を受けていないが、案内が届かない。
A3	転入の時期により、ご案内を発送するタイミングが異なってきます。お調べして回答しますので、区のバースデーサポート事業担当へご連絡いただき、お子さまの氏名・生年月日・住所・前住所を伝えてください。
Q4	転入前の区では1歳の時と2歳の時でバースデーサポート事業を実施していた。1歳の時だけ受けているが、今回案内が届いた墨田区のバースデーサポート事業は受けられるか。
A4	過去にバースデーサポート事業を受けていないことが要件になりますので、墨田区で申請していただくことはできません。要件は次の2つです。 <u>1歳の時に都内自治体に住民登録があり、申請時点で墨田区に住民登録がある。</u> <u>過去にバースデーサポート事業を受けたことがない。</u>
Q5	1歳台で墨田区へ転入し、1歳の誕生日時点で子供の住民登録は都外だが、実際に住んでいたのが都内であった場合は申請できるか。
A5	1歳の誕生日時点で都内に住民登録があることが要件となりますので、墨田区で申請していただくことはできません。
Q6	対象でないのになぜ案内が送られるのか。
A6	この度は、東京都の方針に従って、1歳台で対象となる可能性のあるお子さまがいるご家庭へご案内を送付させていただいております。結果として対象に該当しないご家庭には不要なご案内になってしまうこともございますが、ご了承くださいますようお願いいたします。
Q7	1週間以内に墨田区から転出してしまいが、申請してよいか。
A7	該当のお子さんと申請する方の住民登録がないと申請ができません。墨田区に住民登録があるうちに申請を行えば受付できます。
Q8	今後、区から連絡がくることはあるか？連絡がくる電話番号やメールアドレスは？
A8	アンケートの内容で支援が必要と判断した時は、墨田区保健所の助産師・保健師から、すみだ保健子育て総合センター（03-3622-9139又は、03-3622-9152）の番号から連絡します。相談支援に関しては、メールで連絡することはありません。